

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局東京事務所及び東京都との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止相当としましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

施術管理者氏名 椎名 宏輔（しいな こうすけ）（42歳）
施 術 所 名 ニコニコ整骨院 八幡山店
施術所所在地 杉並区上高井戸1-8-26
開 設 者 加藤 雅彦

※当該柔道整復師は、令和4年10月31日付けで受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和7年10月21日 （当該柔道整復師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 受領委任の取扱いを中止相当とする根拠

柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付保発0524第2号）厚生労働省保険局長通知 最終改正：令和6年11月29日付保発1129第5号厚生労働省保険局長通知）

4 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った経緯

当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、療養費の不正請求が強く疑われたものの、当該施術所は受領委任を辞退しており個別指導を実施することができないことから、令和6年7月から令和7年3月まで計5日間の監査を実施し、監査の結果として、「5 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った事由」に記載した不正事項の事実を確認した。

5 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った事由

（1）監査において判明した不正事項の主な事例

- ① 開設者が、施術管理者及び勤務する柔道整復師が行った保険施術及び療養費支給申請について、適切に監督していない。

- ② 当該施術所以外で行った施術を、当該施術所で行ったものとして療養費を不正に請求していた。(その他の請求)
- ③ 実際には行っていない施術を行ったものとして療養費を不正に請求していた。(架空請求)

(2) 監査時に判明した不正請求額

令和3年11月分から令和4年10月施術分

合計5人分 金額409,023円

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

- ・ 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けた柔道整復師は、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができません。

「受領委任の取扱いの中止相当」とは

- ・ 本来中止措置とすべきであるが、既に受領委任の取扱いを辞退しており中止ができないため、中止となった場合と同等の措置（原則として5年間は受領委任の取扱いを認めない）を行うものです。